

香芝市職員（弁護士）採用試験案内

1 申込受付期間、申込方法等

申込受付期間	随時
申込手続	オンライン申請サービスから申し込んでください。オンライン申請サービスから申込みができない場合は、市長公室人事課に連絡してください。
申込ページURL	https://apply.e-tumo.jp/kashiba-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=40309
申込ページQRコード	

- ※ 上記の「申込ページURL」から申込ページにアクセスし、各項目について必要事項の入力又は選択をしてください。
- ※ 香芝市職員任用試験委員会事務局で申込みを受理した後は、いかなる理由の場合でも変更を認めませんので、内容を十分に確認した上で、申し込んでください。
- ※ 同一の受験者から複数の申込みがあった場合は、申込みが受理される前に受験者が取り下げた場合を除き、最後に行われた申込みを有効とします。

2 受験資格、職務内容等

香芝市への通勤が可能で、次の受験資格を有する方

◆任期2年（常勤又は短時間の募集です。）

職種	募集人員 (程度)	採用形態	受験資格 (採用予定日現在)
弁護士	若干名	常勤（特定任期付職員）	弁護士の資格を有し、弁護士名簿に登録されている方で、弁護士又は行政職員としての実務経験が3年以上ある方
		短時間（任期付短時間勤務職員）	弁護士の資格を有し、弁護士名簿に登録されている方

- ※ 試験の結果、適任者がいない場合は、採用を見合わせことがあります。
- ※ 任用期間中は、現在の業務を停止し、公務に専念することになります。ただし、任命権者が許可した場合は、現在の業務の継続が可能です。
- ※ 受験資格を有する方であっても、次のいずれかに該当する方は、受験できません。
(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する方
ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

- イ 香芝市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- (2) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職等が制限されている方

◆主な職務内容

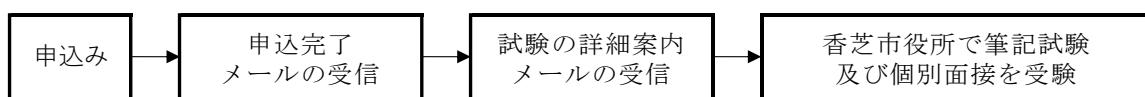
職種	主な職務内容
弁護士	(1) 債権整理、法律相談等住民と直接対応する業務 (2) 条例及び規則の改廃時等における審査、法的視点を取り込んだ政策等の企画立案並びに各行政事務の法的妥当性の検討に関する業務 (3) 行政不服審査、香芝市への不当要求行為への対応その他法的事案の整理、解決及び予防業務 (4) 訴訟等に関する業務 (5) 顧問弁護士との調整業務 (6) 職員の法務能力向上支援等に関する業務 (7) その他、法曹資格者としての知識及び経験が生かされる業務

3 試験日、場所、試験の内容等

試験日	希望を踏まえて決定した1日
場所	香芝市役所
試験の内容	筆記試験（約90分）及び個別面接
合否発表	試験日から約1月後を予定（合否にかかるわらず通知します。）

- ※ 平成27年4月1日以降、地方公共団体で弁護士として3年以上勤務した経験がある方については、筆記試験は免除します。
- ※ 合格点以上の点数を得た方は、採用候補者名簿に登載されます。
- ※ 試験当日、災害等により試験開始時刻が変更される場合又は試験が延期される場合は、香芝市のホームページ (<http://www.city.kashiba.lg.jp>) においてお知らせします。
- ※ 合否については、香芝市のホームページでも確認できます。
- ※ 上記以外の試験内容への問合せについては、一切お答えできません。
- ※ この試験に関して取得した情報は、採用選考、結果連絡及び採用後の人事管理の資料としてのみ利用し、それ以外の目的では利用しません。

4 受験申込手続の流れ



- ※ 申込みの完了後、入力いただいた連絡先メールアドレスに申込完了メールが自動送信されます。
- ※ 申込完了メールが翌日になっても届かない場合は、速やかに香芝市職員任用試験委員会事務局まで問い合わせてください。申込完了メールが届いていない場合は、申込みが完了していません。

5 採用候補者名簿登載から採用まで

- (1) 採用は、採用候補者名簿の中から行い、内定者には、任命権者から内定通知が送付されます。
- (2) 採用予定日は、内定者と協議の上、決定します。
- (3) 内定通知が送付されていない方は、内定者に欠員が生じた場合に、繰上げで内定者となることがあります。
- (4) 受験資格がないこと又は受験申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合は、内定を取り消すことがあります。

6 給与、勤務時間等

- (1) 常勤（特定任期付職員）

ア 給与

香芝市的一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年条例第29号）第2条の規定による任用となり、給料表は、特定任期付職員の給料表に基づきます。

号給	2号給	3号給	4号給
給料月額	44万円 (概算年収 約723万円)	49万2,000円 (概算年収 約808万円)	55万5,000円 (概算年収 約912万円)

※ 給料月額については令和7年4月1日の給料表に基づいていますので、給与改定等を受けて変更される場合があります。概算年収については、目安であり最低額を保証するものではありません。

※ いずれの号給を適用するかは、経験年数や内容によって決定します。

※ 給料月額のほかに、期末手当、勤勉手当、地域手当及び退職手当が支給され、通勤手当が条件に応じて支給されます。扶養手当、住居手当等は、支給されません。

※ 任期は、採用の日から2年間です。採用から5年を限度に任期が更新される可能性があります。

イ 勤務時間及び休日

(ア) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(イ) 休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等

ウ 休暇

年次有給休暇及び特別休暇

- (2) 短時間（任期付短時間勤務職員）

ア 給与

香芝市的一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条に基づく任用となり、給料表は一般職の給料表に基づきます。

号給	5級85号 (39万8,200円)	6級73号 (41万5,700円)	7級45号 (45万900円)
給料月額	約33万円 (概算年収 約550万円)	約35万円 (概算年収 約580万円)	約38万円 (概算年収 約630万円)

※ 給料月額については、令和7年4月1日の給料表に基づき概算で計算しています。

概算年収については、目安であり最低額を保証するものではありません。

※ いずれの号給を適用するかは経験年数や内容によって決定します。

※ 給料月額のほかに、期末手当、勤勉手当及び地域手当が支給され、通勤手当が条件に応じて支給されます。扶養手当、住居手当、退職手当等は、支給されません。

※ 任期は、採用の日から2年間です。採用から3年を限度に任期の更新の可能性があります。

イ 勤務時間、休日等

(ア) 平日週4日の勤務（勤務日については、希望等を考慮し、双方合意の上で、決定します。）

(イ) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(ウ) 休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日等

ウ 休暇

年次有給休暇及び特別休暇

7 福利厚生

- (1) 毎年度、健康診断を実施しているほか、人間ドック受診費用の助成等があります。ただし、人間ドック受診費用の助成は、一定年齢以上の方が対象となります。
- (2) 年金保険及び健康保険は、共済組合に加入します。
- (3) 弁護士会の会費等は、自己負担となります。

8 試験に関するお問合せ

香芝市市長公室人事課（香芝市職員任用試験委員会事務局）

所在地：〒639-0292

奈良県香芝市本町1397番地

電話：0745-76-2001（代表）
312（内線）

Email : saiyou@city.kashiba.lg.jp

香芝市のホームページ (<http://www.city.kashiba.lg.jp>) でも採用情報を掲載しています。